

親族後見人等に対する継続的な見守り・支援について

1 目的

親族後見人等の困りごとや支援の必要性を把握するとともに、親族後見人等が困ったときの相談先として、すてっぷ中央の存在を周知することで、すぐに相談できる体制を構築し、申立てから選任後まで継続的な支援を行う。

2 現在の取組状況

- ・専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)による親族後見人向け講座の開催(年3回)
- ・講座終了後、親族後見人等の交流会の開催
- ・成年後見制度の申立てを検討している親族からの相談の受付、家庭裁判所に提出する申立書類の作成支援等

3 課題

- ・親族後見人向け講座の参加者が少ない。
- ・申立支援を行った親族について、その後の申立状況や選任状況の把握が十分でない。
- ・親族後見人等がどのようなことで困っているのか、どのような支援を必要としているのか分からない。

4 取組内容

(1) 成年後見制度の申立てを検討している親族向け「アンケート調査」の実施

- ・すてっぷ中央で相談を受け付けたり、申立支援を行った親族に対して、アンケートの協力を依頼し、その後の申立状況や選任状況、継続的な支援に対する要望等を確認する。
- ・アンケートで、「後見人等に選任」され、「支援を望む」と回答した親族に対しては、どのような支援を望んでいるか、すてっぷ中央への要望の有無等を確認する。
- ・家庭裁判所への報告時期等にあわせて活動状況をモニタリングし、必要に応じて後見業務への助言を行うほか、親族後見人向け講座や福祉法律相談等の周知を行う。

(2) 親族後見人等の相談先の周知・明確化

- ・ホームページや広報誌などで、親族後見人等の相談先を分かりやすく周知する。
- ・親族後見人等と接する機会が多い相談支援機関に、地域関係者ネットワーク会議(仮称)等ですてっぷ中央の取組についての理解を深めてもらい、支援が必要な親族後見人に対し、適切なアドバイスができるようにする。